

労働安全衛生推進事業（R8）



詳細はこちら
のHPへ

事業の目的及び概要

労働安全に資する装備、機械及び機具の整備を支援することにより、林業従事者の就労環境を安全で衛生的なものに改善を図り、安全意識の向上及び林業労働災害を抑制することを目的とする。

事業主体

福井市内に在住又は事業所若しくは営業所を有する次に掲げる者
ただし、森林組合においては、福井市一般業務競争入札参加資格を有する者を含む

労働安全装備品を整備する場合	労働安全機械機具を整備する場合
<ul style="list-style-type: none">・森林組合の作業班・林業事業体の現場社員・自伐林家又は自伐型林業者で、現場作業に従事する者又は計画している者	<ul style="list-style-type: none">・森林組合・林業事業体・自伐林家又は自伐型林業者

林業事業体：林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）に基づき、知事の認定を受けた福井市内に住所を有する団体

対象とする要件等

補助対象となる装備品、機械機具

労働安全装備品	労働安全機械機具
安全ヘルメット、安全ズボン、安全ブーツ、安全ベルト、ウェザースーツ（防湿防水服）、チェーンソー、チェーンソー防護服（上・下）保護眼鏡、防塵ゴーグル、イヤーマフ、耳栓、防蜂網、すねあて、呼子（笛）、腰痛予防器具、熱中症対策用品（ファン付き作業服）、林業用アシストスーツ、刈払機、木登り器	業務用無線機（主に作業現場用）、繊維ロープ（主に集材作業用）、オートチョーカー（主に荷掛用）、けん引具（主にかかり木処理用）、フェリングレバー、木廻しベルト、モバイルGPS端末、救急セット、血圧計、チルホール、油圧ウェッジ、ウィンチ、枝打ちはしご、ドローン

財政支援措置

補助率：1 / 2
補助限度額：200,000円（千円未満切捨て）
事業期間：令和7年度～令和10年度

留意事項

次に掲げる者は対象外とする

- ・国又は県の同一目的の支出金、補助金等の交付を受けた者若しくは交付の決定を受けた者
- ・国又は県が出資する財団法人等から同一目的の助成金の交付を受けた者若しくは交付の決定を受けた者